建設省告示第1206号　別表

別添：2

標準業務人・日数は、次の表に掲げるものとする。

	工　事　費	5,000万円	6,000万円	8,000万円	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円	6億円	8億円	10億円
第1類	設　　計	80	95	120	140	240	325	410	485	555	695	825
	工事監理等	40	45	55	65	110	150	180	210	240	295	345
	合　　計	125	140	175	205	350	475	590	695	795	990	1,170
第2類	設　　計	95	110	130	155	265	360	455	535	620	770	915
	工事監理等	45	50	65	75	125	165	200	235	265	330	385
	合　　計	140	160	195	230	390	525	655	770	885	1,100	1,300
第3類	設　　計	100	120	145	175	290	400	500	590	680	850	1,005
	工事監理等	50	55	70	80	135	180	220	260	295	360	425
	合　　計	150	175	215	255	425	580	720	850	975	1,210	1,430

		工　事　費	1,000万円	1,500万円	2,000万円
第4類	1	設　　計	33	45	57
		工事監理等	17	23	30
		合　　計	50	68	87
	2	設　　計	18(10)	24	29
		工事監理等	8　(5)	11	15
		合　　計	26(15)	35	44

（注）１：この表に規定する第１類、第２類、第３類及び第４類は、それぞれ別添1の別表第１に掲げる第１類、第２類、第３類及び第４類である。

２：この表は、一級建築士の免許取得後２年相当又は二級建築士の免許取得後７年相当の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・日数の標準を示したものである。

３：工事監理等の業務人・日数は、非常駐監理の場合である。

４：（）は、基本設計と実施設計を区別せず、詳細な設計を行わない場合の業務に対応するものである。

５：工事費は、消費税及び地方消費税に相当する額を控除したものとする。